



二 作業期間

平成二十一年六月一日から平成二十二年二月二十八日まで

三 作業地域

(国土調査に伴う基準点測量)

弘前市

(電子基準点現地調査作業)

青森市

三沢市

十和田市

北津軽郡 中泊町

三戸郡 田子町

青森県告示第百八十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、六ヶ所都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十一年五月二十一日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

六ヶ所村

二 都市計画事業の種類

六ヶ所都市計画下水道事業(六ヶ所村公共下水道)

三 事業施行期間

平成九年十月七日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の認可(平成二十年五月二十六日青森県告示第四百六十一号)の事業地に、六ヶ所村大字倉内字笹崎を加える。

2 使用の部分

都市計画事業計画の認可(平成二十年五月二十六日青森県告示第四百六十一号)

の事業地に、六ヶ所村大字倉内字笹崎を加える。

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十一年五月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あおもりふるさと再生機構

三 代表者の氏名

福澤 隆一

四 主たる事務所の所在地

青森市本町二丁目六の一九

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県内の農山漁村地域を対象に、自然環境に対する意識の高揚と社会啓発を図り、恵まれた景観や伝統的な風習・文化を保存し、将来に受け継いでいくために、地域の資源、技術、人材を最大限に活用して環境の保存、再生を図るとともに、地域づくりの推進と創造に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

により次のとおり公告する。

平成二十一年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十一年五月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森県防災士会

三 代表者の氏名

工藤 淳

四 主たる事務所の所在地

青森市松森一丁目三の二

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県を中心に日本国内や世界各地において「自助」、「共助」の原則のもと、防災士としての活動及び技術研鑽並びに地域住民の防災に対する意識向上を支援することによって、災害救援活動及び地域安全活動の促進に寄与することを目的とする。

特定漁港漁場整備事業計画変更の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第十項の規定により、百石地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、同項の規定により公表する。

なお、当該変更後の特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び三八地域農林局地域農林水産部三八地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社正木産業

二 代表者の氏名 正木 浄

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡外ヶ浜町字三厩東町九三の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第五四九二号

五 取消年月日 平成二十一年五月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、管、造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社正木産業

二 代表者の氏名 正木 浄

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡外ヶ浜町字三厩東町九三の一

四 許可番号 青森県知事許可（特 一八）第五四九二号

五 取消年月日 平成二十一年五月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 中央設備工業株式会社

二 代表者の氏名 太田 和憲

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字茜町二丁目二の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第七一一四号

五 取消年月日 平成二十一年四月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社西谷建設

二 代表者の氏名 西谷 浩

三 主たる営業所の所在地 平川市尾上栄松九五

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第四九一号

五 取消年月日 平成二十一年五月七日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年四月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社若宮建設

二 代表者の氏名 東本 勝徳

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字亀甲町六七

四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第二〇〇二二九号

五 取消年月日 平成二十一年五月七日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社小山内

二 代表者の氏名 小山内 修

三 主たる営業所の所在地 つがる市柏下古川鶴山八九の一〇

四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第一六一三三三号

五 取消年月日 平成二十一年五月十二日

六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年四月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 土建工社株式会社

二 代表者の氏名 前川原 順一

三 主たる営業所の所在地 三沢市南町四丁目三二の三五七五

四 許可番号 青森県知事許可(特 一八)第一四三三号

五 取消年月日 平成二十一年五月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、ほ装工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年四月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社北部電工

二 代表者の氏名 新堀 夕力

三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字寺ノ沢八四の一五

四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第一七二三三四号

五 取消年月日 平成二十一年五月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社十和田住建

二 代表者の氏名 中野渡 広志

三 主たる営業所の所在地 十和田市稻生町二の一四

四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第一六二二六号

五 取消年月日 平成二十一年五月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年四月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

# 人事委員会

人事委員会規則一四〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年六月三日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一四〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表議事事務局の項中「総務課長補佐、係長（秘書係に置く）」を「総括主幹（人事事務等を担当するものに限る。）、主幹（議長及び副議長の秘書に関する事務を担当する）」に改め、同表知事部局の項中「及び総務学事課」を「並びに財政課、人事課及び総務学事課」に、「グループリーダー」を「グループマネージャー」に、「企画課」を「企画調整課」に改め、「並びに秘書課」を削り、同表出納局の項中「室長」を削り、「副参事（室に置くものに限る。）、グループリーダー」を「グループマネージャー」に改め、同表教育庁の項中「課長代理」の下に「学校教育課及び」を加え、「グループリーダー」を「グループマネージャー」に改める。

別表第二号の表工業総合研究センターの項を削り、同表高等技術専門校の項中「つがる校長」を削り、同表工科大学の項中「三沢校長」を削り、同表農林総合研究センターの項を次のように改める。

病虫害防除所	所長
--------	----

別表第二号の表水産総合研究センターの項から農業大学の項までを削り、同表埋蔵文化財調査センターの項中「庶務担当グループリーダー」を「庶務担当グループマネージャー」に改め、同表備考第二項中「第九十六条第二項、第百八条第二項、第百十四条第一項」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 公安委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年六月三日

青森県警察本部長 石 川 威 一 郎

- 一 物品等の名称及び数量  
運転免許証更新時講習資料一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県警察本部警務部会計課  
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十一年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
財団法人全日本交通安全協会  
東京都千代田区九段南四丁目八の一三
- 六 契約金額  
一式当たり 四百十八円五厘
- 七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

（発行所・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一銭